

新しい「被保険者証」を受け取ったとき

被保険者証は大切に取り扱いましょう

交付されたら

事業者にて採用されて被保険者になると、被保険者証（正式には「健康保険被保険者証」といいます。）が交付されます。これは健康保険の被保険者および被扶養者

であることを示す身分証明書です。
交付されたら、まず次の2つをお願いします。

1 記載事項の確認を

氏名、生年月日など、記載事項に誤りがないか確認してください。記載事項を勝手に訂正することはできません。裏面の注意事項もよく読んでおきましょう。



2 住所欄は各自で記入

裏面の住所欄は空白になっています。交付されたら、各自で現住所を必ず記入してください。なお、転居等で住所が変わったときもご自身で書き直してください。



受診のときは必ず持参

病気やけがをしたときは、この被保険者証を医療機関の窓口にて提出して受診します。受診するときは必ず持参しましょう。被保険者証を忘れて診療を受けると、医療費の全額を自己負担しなければならないこともあります。

また、診療がすんだら、必ず手元に保管するようにします。医療機関へ預けたままにすると、事故の原因になります。

オンライン資格確認を導入している医療機関等では、マイナンバーカードが被保険者証として利用できます。利用には事前に申請が必要です。



被保険者証は大切に

被保険者証は、病気やけがをして病院などで治療を受けるときに必要ですが、本人であることを証明するものとしても使われるように非常に重要な証書です。紛失しないよう大切に保管しましょう。

高齢受給者証

70歳以上の高齢者は、自己負担する医療費の割合や自己負担限度額が異なります。(P.71 参照)

そのため、70～74歳の高齢者(後期高齢者医療制度の対象者を除く。)には、「高齢受給者証」が交付されます。

*75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の場合

後期高齢者医療制度の対象者には、運営主体の広域連合から後期高齢者医療制度独自の保険証が交付されます。

